

見附市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1. 概要

本計画は、地域公共交通のマスタープランである見附市地域公共交通計画（令和7年3月見直し）に定める目標の実現に向けたアクションプランとして、公共交通の利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業を定めるもの。

2. 計画の名称

見附市地域公共交通利便増進実施計画

3. 計画の期間

令和7年10月1日から令和9年3月31日まで（見附市地域公共交通計画の期間内）

4. 計画に定める事業の概要

（1）実施予定事業

① 耳取地区路線バスのデマンド型乗合タクシーへの転換（実施時期：R7.10月～）

越後交通㈱運行の耳取経由路線が、利用者の減少により維持が困難であることから他路線と統合し再編する方向で動いている。そのため、当該地域において交通空白が発生するため、デマンド型乗合タクシーを運行することで、交通空白の解消を図る。

② デマンド型乗合タクシーからコミュニティバスへの乗継ぎ割引（実施時期：R8.4月～）

デマンド型乗合タクシーの利用者に対して、コミュニティバスへの乗継券を発券することによりデマンド型タクシーの利用者の運賃負担軽減並びに街中での周遊性を高める事を目的に実施。

（2）実施について検討を行う事業

① 路線バス幹線ルートのカッシュレス化

バス事業者がキャッシュレスを路線バスに導入する際に、助成を行うことで、路線バスへのキャッシュレス導入を推進し、利用者の利便性向上を図る。

② デマンド型乗合タクシーの web 予約対応

現在のデマンド型乗合タクシーの予約については電話のみの対応となっているが、市民のスマホなどのICT機器の利用拡大を踏まえ、Web予約システムを導入することにより、受付業務の効率化と利便性の向上を図る。

③ 夜間の公共交通を補完するための新たな交通モードの導入

コロナ禍の影響やタクシー運転手の不足により、主に夜間を中心として、地域経済や夜間の市民の移動手段確保に影響が出ているとの声を受け、令和5～6年度の実証運行の結果も踏まえながら、不足するタクシーを補完する公共ライドシェアなどの新たな交通モードの導入を図る。

※ 見附市地域公共交通計画との関係は資料5-2のとおり

5. 計画策定による財政面のメリット

利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金にかかる国庫補助上限額が以下の通り引き上げられる。

・現在の算定式：対象人口 × 120円 + 230万円

・利便増進実施計画の認定を受けた場合の算定式：

対象人口 × 240円 + 400万円

※ 上記は令和6年10月17日国通知の算定式

※ 現在、上記補助金の対象となっている路線はコミュニティバス(Bルート、B2ルート)